

# 静岡県教育委員会

## 会議録

平成 25 年度 第 5 回定例  
6 月 12 日（水）

静岡県教育委員会委員長 高橋尚子は、

平成 25 年 6 月 12 日に教育委員会第 5 回定例会を招集した。

- |   |           |                      |              |           |
|---|-----------|----------------------|--------------|-----------|
| 1 | 開催日時      | 平成 25 年 6 月 12 日 (水) | 開会           | 9 時 30 分  |
|   |           |                      | 閉会           | 11 時 15 分 |
| 2 | 会 場       | 教育委員会議室              |              |           |
| 3 | 出席者       | 委 員 長                | 高 橋 尚 子      |           |
|   |           | 委員長職務代理者             | 加 藤 文 夫      |           |
|   |           | 委 員                  | 金 子 容 子      |           |
|   |           | 委 員                  | 溝 口 紀 子      |           |
|   |           | 委 員                  | 齊 藤 行 雄      |           |
|   |           | 委 員 (教育長)            | 安 倍 徹        |           |
|   | 事務局 (説明員) | 山 崎 泰 啓              | 教育次長         |           |
|   |           | 杉 本 寿 久              | 事務局参事兼教育総務課長 |           |
|   |           | 鈴 木 啓 之              | 事務局参事兼学校人事課長 |           |
|   |           | 渋谷 浩 史               | 教育政策課長       |           |
|   |           | 奈良間 一 博              | 情報化推進室長      |           |
|   |           | 櫻 井 洋 二              | 人権教育推進室長     |           |
|   |           | 河 野 康 裕              | 財務課長         |           |
|   |           | 杉 山 和 幸              | 福利課長         |           |
|   |           | 輿 水 まゆみ              | 学校教育課長       |           |
|   |           | 羽 田 明 夫              | 小中学校教育室長     |           |
|   |           | 岩 城 明                | 高校教育室長       |           |
|   |           | 渡 邊 浩 喜              | 特別支援教育室長     |           |
|   |           | 小 関 雅 司              | 高校再編整備室長     |           |
|   |           | 山 田 文 子              | 社会教育課長       |           |
|   |           | 土 井 宏 晃              | 文化財保護課長      |           |
|   |           | 松 田 好 道              | スポーツ振興課長     |           |
|   |           | 石 井 宣 明              | 静岡教育事務所長     |           |
|   |           | 橋 本 勝                | 静岡西教育事務所長    |           |
|   |           | 谷 野 純 夫              | 中央図書館長       |           |
|   |           | 三ッ谷 三 善              | 総合教育センター所長   |           |
|   |           | 中 村 かおり              | 教育総務課専門監     |           |
|   |           | 田 村 隆太郎              | 埋蔵文化財センター主査  |           |

#### 4 その他

( 1 ) 第 6 号議案は、原案どおり可決された。

( 2 ) 報告事項 1 ~ 7 は了承された。

## 【開 会】

委 員 長： ただ今より、教育委員会定例会を開催する。  
今回の会議録の署名は、加藤委員、斉藤委員に願います。

## 【非公開の決議】

委 員 長： 議案の審議に入る前に、本定例会の報告事項の取扱いについて諮る。  
第6号議案はこれから開催される県議会に関する案件であるため、  
非公開としたいと思うが、異議はないか。

全 委 員： 異議なし。

委 員 長： それでは、公開案件から審議を始め、第6号議案を非公開とする。

## 報告事項1 平成24年度教職員倫理110番等の通報状況

委 員 長： 報告事項1頁「報告事項1 平成24年度教職員倫理110番等の通報  
状況」について杉本教育総務課長より説明願う。

教育総務課長： <報告事項についての説明>

委 員 長： 質疑等はあるか。

斉藤委員： 教職員倫理ヘルプラインは先生方からの内部通報ということか。

教育総務課長： そうである。県立学校が対象となる。

斉藤委員： それに対し、教職員倫理110番は被害者や一般県民、生徒や保護者か  
らの通報を含んでいるということか。

教育総務課長： そうである。ただ、教職員倫理110番には市町の小中学校の教職員  
からの通報も含まれている。

斉藤委員： 倫理110番の通報件数について、一般県民からのもの、保護者からの  
もの、小中学校の職員からのもの、それぞれの比率は分かるか。

教育総務課長： 正確な資料が手元にないので、改めて報告したい。

斉藤委員： 内部からの報告と、保護者や一般県民からの通報と、どちらが多いの  
か。

教育総務課専門監： 倫理110番のみのデータではなくヘルプラインの数値も含むが、報  
告事項4頁の4(2)に内訳があるので参考になればと思う。

斉藤委員： 保護者が圧倒的に多い。

教育総務課長： 通報者が不明となっている件数も多いので、分析できるものは分析  
したい。倫理110番のみの正式な数値については、改めて報告する。

加藤委員： 被通報者について、絶対数で見ると校長・副校長は少なくないが、校  
長の数自体が少ないので、比率で見ると校長に対する通報は教諭と比  
べてかなり多いのではないか。懲戒処罰の対象とならないと教育委員  
会で議論されないのでは、今回も数字だけの報告となっている。特に被  
通報者が校長となっている事例について、内容を知りたい。

組織全体の長である校長には学校での問題が寄せられるだろうし、  
個々の先生の問題が校長に寄せられることもあり、校長が槍玉に挙げ

られると思うので、校長に問題があるということではない。ただ、そのような想像ではなく、具体的にどのような通報が校長に対してあるのかを見てみたい。その上で、校長に注意すべきことがあるならば、校長に指導できるのは教育委員会だけなので、教育委員会から校長に「このような問題がある」と指摘したいと思う。そのため、内訳が知りたい。

教育総務課長： 例えば、臨時職員の任用について、関係者から不適切ではないかという通報があった。この件については、結果的には問題はなかった。また、校長の発言が不適切ではないか、という通報もあった。あるいはお金の使い道に疑問がある、という通報も寄せられた。これも適正に処理されていたが、説明が不十分で誤解を招いたということであった。

加藤委員： 資料の7頁に「職種別通報内容」があり、校長についてはパワハラが一番多くなっている。これは受け取る側がパワハラだと考えて、校長が訴えられたということだ。一般の教員から訴えられたのだろうということは想像がつく。

教育総務課長： 平成18年からの合計なので件数が多くなっているが、そういった発言に対する反発によって通報が多くなっていると考えられる。

金子委員： 管理職のセクハラやわいせつ行為は、過去にはあったが昨年度は通報がなかったのか。

教育総務課長： 報告事項3頁の3(2)の表にあるが、生徒以外のセクハラが1件あった。先ほど説明したことだが、校長の発言の中に不適切な内容が含まれていたという件である。

金子委員： このような場合はどのような指導をするのか。実際の対応を教えてください。

教育総務課専門監： 通報そのものが事実と少し食い違うこともあるが、行過ぎた発言やセクハラやわいせつととられても仕方がないこともある。そのような場合には指導していく。

教育総務課長： 通報はまず教育総務課に届き、学校人事課に連絡するが、小中学校の場合には学校人事課から各教育事務所に連絡する。そこでまず事実を確認し、事実であった場合は、重大な案件であれば教育委員会定例会に諮り、重大とは言えない案件であれば学校人事課の段階で訓告等の指導を行っている。問題の内容や度合いに応じて、学校長が校内で指導するケースもある。

金子委員： 被通報者が管理職の場合はどうか。

教育総務課長： 管理職の場合も同様で、学校人事課・教育事務所・市町教育委員会などで指導することになっている。

金子委員： 指導主事が指導するのか。

教育総務課長： 教育長が指導する。小中学校でも市町の教育長が指導する。

教育長： 金子委員から御指摘のあった、被通報者が校長となっている昨年度の3件の具体的な通報内容と、それに対する指導措置はどうなっているのか。

- 金子委員： その3件について、実効ある対応がなされているのかを知りたい。
- 教育総務課長： このうち2件はその事実がなかった。セクハラ・わいせつについては市教委から指導されている。
- 教育総務課専門監： このセクハラ・わいせつについては、行き過ぎた発言があったということで、所管する市町教育委員会が指導した。勤務サービスの件は、問題はなかった。その他の件も、調査の結果問題はなかったが、職員に対する十分な説明がなされていなかったことで誤解を招いていたため、きちんと明確な報告をさせて職員からも了解を得ている。
- 金子委員： 一般的にこのような事案は、全体に「気をつけるように」と伝えても効果が薄い。自覚がないので自分のこととして捉えず、注意が素通りしてしまうケースが多い。通報の件数はあまり多くないので、当該の所属長は個別の対応を心がけてほしい。不祥事の根絶を目指すためには、最後は個別の対応が大切である。全体に注意を呼びかけただけでは「注意した」という事実が残るだけで、不祥事は出続けてしまうので、しかるべきところからの個別対応をお願いしたい。
- 斉藤委員： 過去の平成18～24年度までを見ると、件数においては平成24年度の136件は8年間で最も少ない数字となっており、その点では良かったと思う。本当は不祥事根絶を達成したいという願いがあるが、根絶は最終的なゴールであり、達成は難しいかもしれない。しかし「来年は100件以下にしよう」というような目標値を掲げて不祥事を減らしてほしい。特に最近は体罰が増えており、体罰の項目を改善すれば来年は100件以下になる可能性が高い。不祥事根絶達成のための具体的な目標を掲げて少しずつ減らしていくことが現実的だと思う。
- 教育総務課長： まだ報告されずに埋もれている事例もあると思う。不祥事が見えなくなると件数が減るのではなく、今まで以上に広報をすることによって更なる掘り起こしをした上で、不祥事を減らしていくことが大事なことだと思う。目標達成までのスパンを長く設けて、この両方を進めていきたい。
- 加藤委員： 先ほどの発言と矛盾するようだが、校長の個性的な指導もありうると思う。全ての校長が同じような無難な指導をするのでは、子どもたちに良い影響を与えない恐れもある。子どもの感情に引っかかることは何も言わず、どんな校長だったのか子どもの記憶に残らない、ということでも困る。校長が持っている個性を押し殺すことなく、もし保護者や部下である先生から意見を言われても、きちんと自分で反論できるだけの強い信念をもって校長の職を務めてほしい。
- 委員長： 通報手段の内訳を見ると、最初はメールが多かったが、平成23、24年は電話が多くなっている。電話をかけてくる人は、メールをするよりも直接、今、自分の気持ちを聞いてほしいということだと思う。電話の内容は分からないが、そのような気持ちをもっていると感じてほしい。メールでは自分の気持ちを送信して返答を待つことになるが、電話であれば顔は見えないにしてもその場でやり取りができる。

電話をかけてくる人はこのやりとりを求めているので、県民や保護者の信頼に応えるためにもしっかりやってほしい。

教育総務課長： 確かにメールでは一方的に伝えて終わりという部分があり、こちらからも返信をするが、短いやりとりで済むことが多い。しかし、電話をかけてくる場合は、長時間になりがちである。言いたいことや聞いてもらいたいことが沢山あり、不満や悩みもあってメールだけで済ませられる内容ではないこともある。この点が大切なので、きちんと対応するようにしている。委員長の御指摘のとおり、通報者の思いの表れであると思う。言いたいことを話し、相談することで解決したというケースもある。電話が増えてきていることは良いことでもあるので、これからも対応をしっかりしていきたい。

委員 長： 他に異議はないか。

全委 員： （特になし）

委員 長： 報告事項1を了承した。

## 報告事項2 教育行政の点検及び評価

委員 長： 報告事項11頁「報告事項2 教育行政の点検及び評価」について渋谷教育政策課長より説明願う。

教育政策課長： <議案についての説明>

委員 長： 質疑等はあるか。

溝口委員： 今までのアクションプランの評価の仕方やフォーマットが、県庁の他の部局と違っていたということか。

教育政策課長： 今までは、白書のようなかたちでは評価せず、施策展開表の評価をもって評価を終わらせていたということである。課単位で一つずつの施策を評価していたが、県庁内の施策評価のツールを使って評価しており、その点では知事部局と同様である。先ほど提示した経済産業部の評価書の例も、昨年度初めて作られたものであり、総合計画の評価に力を入れようという流れは昨年度から強くなったもので、各部局で対応している。つまり、今までの評価が否定されるべきものであるということではない。

ただ、全庁で重複して評価をしていたので、それはやめようということになり、総合計画の評価だけになった。しかし、教育委員会は法律で単独で評価をすることを義務付けられているので、知事部局の評価よりもしっかりした評価をすることになる。

溝口委員： 簡素化と独自性をいかに出すか、ということか。

教育政策課長： そのとおりである。これまで、同じツールがあったのでそれを上手に活用していた、という面がある。しかし、そうは言っていられなくなったので、それならばしっかり作り直そうということになった。

金子委員： 教育委員会の評価は「～をやった」だけでいいのか。教育委員が自己評価を行う、ということは必要ないのか。評価を全て事務局で作っていいのか、という疑問がある。

教育政策課長： 今回の評価自体は教育行政評価である。教育委員会の活動を評価しなければならないものではないので、教育委員会の活動実績をこのように載せていったらどうか、という提案である。教育委員会の活動自体がそれほど周知されていないこともあるので、みなさんに活動の様子を知っていただく機会として評価書の中に記載したらどうかと思う。なお、教育委員会定例会の議題なども、どこまで出すかということは、また御意見をいただいで検討していきたい。

加藤委員： 教育委員会が管轄している範囲はものすごく広くて深い。そのため、年度ごとに何をしているのか、ということが伝えにくい。我々が今までやってきた中でも、年ごとに重点的に進めることが違っているが、あくまで報告の中にでてくることは網羅的なもので、定点観測的な報告が必要なことと、その年において特に重点的にやらないといけないことを別表記したほうが読む側としても分かりやすいと思う。基本方針を見ると、字面は少しずつ変わっていくが、10年前と今とどれくらい変わったかと聞かれるとほとんど変わっていない。変わっていない中で、何をやったのかと言われると答えづらいということはある。しかし、ここ2、3年でもいじめや体罰など、それぞれ重点的に取り組んできた問題もある。そうすると、今直面している問題の中で、何をやったのかということになる。その一方で、教育委員会は毎年一年ずつ学年が上がっていく子どもたちに接しているので、毎年繰り返しやらなければいけない問題もある。両方の視点が必要なので、それぞれを別表記したほうが説明としては分かりやすいと思う。

教育政策課長： 構成は基本的には単年度評価であり、平成24年度の主な取組も全て出るのでタイムリーなものもそのままの評価が出る。ただし、指標はアクションプランの指標で中長期的なものになるので、指標を達成しているかどうかは中長期で評価するしかない。一方で単年度にやっているものは実績として評価する。加藤委員の御指摘のとおり、できれば施策の評価は短期的な評価と中長期的な評価をしっかりと分かるように意識して進めていきたい。

加藤委員： 基本方針というのはミッションで、教育のミッションということになると毎年変わりようがない。しかし、ミッションを達成するために今年環境の中で何が重点施策なのかということ整理すると分かりやすい。毎年ミッションを少しずつ書き換えているだけのような気がするが、そもそもミッションとは書き換える必要がないものではないか。ミッションとは、子どもたちに対する安心安全な教育、そしていかに教育のレベルを引き上げていくのか、であり、10年一律のごとく変わらないものである。そのミッションに基づいて、今年は何をしなければいけないのか、ということである。議論していても曖昧なので、何をしているのかわからないという見方を議会や県民からされてしまうのではないか。

教育政策課長： 御意見を踏まえて、まとめ方を検討していきたい。

委員 長：他に異議はないか。  
全委員 員：（特になし）  
委員 長：報告事項2を了承した。

### 報告事項3 通学路の安全確保

委員 長：報告事項12頁「報告事項3 通学路の安全確保」について輿水学校教育課長より説明願う。

学校教育課長：〈報告事項についての説明〉

委員 長：質疑等はあるか。

加藤委員：通学路は現場の現場なので、一般論で話しても問題は解決しない。子どもたちや保護者が、毎日通って何を不安に感じているのか、という一つ一つの声聞きながらそれを反映していくより他はやり方がないと思う。学識者は問題を包括して「こういう問題がある」と抽象的に話すことはできるかもしれないが、安全・安心は抽象論ではなく現場が全てである。いかに現場の意見を集約していくか、ということに注目していかなければならない。

学校教育課長：小学校では「交通安全を語る会」を実施している学校が多く、ここでは子どもたちが子どもの目線で通学路を点検し、それを通学区ごとに地図や写真にまとめ、地域の交通安全指導員や保護者、民生委員が集まる場で発表し、交通事故や安全対策について語るようにしている。それを取りまとめて7月末に、警察や国土交通省や道路の担当者など関係機関に要望書を上げるシステムはできている。ここではあえて専門家の見識を取り入れて改めて通学路の安全の見直しをしていくということである。

委員 長：子どもの目線で子どもの安全を推進してほしい。  
他に異議はないか。

全委員 員：（特になし）

委員 長：報告事項3を了承した。

### 報告事項4 観察・実験指導力向上事業

#### 報告事項5 科学の甲子園ジュニア

委員 長：報告事項14頁「報告事項4 観察・実験指導力向上事業」及び報告事項15頁「報告事項5 科学の甲子園ジュニア」について羽田小中学校教育室長より説明願う。

小中学校教育室長：〈報告事項についての説明〉

委員 長：質疑等はあるか。

加藤委員：最近、実験で子どもが怪我をしてはいけない、野外活動は統率が難しいなどの理由で、観察や実験が授業で行われなくなってきた。本来、



理科の基本は観察と実験である。実験が授業から無くなった時期もあったように思うが、今は理科の実験は復活しているのか。

かつて自分の子が日本の小学校や中学校に通っていたときには理科が嫌いだったが、仕事の都合でオーストラリアに引っ越した際、そちらの学校では実験と観察を重視していたため理科が好きになった。海外の学校では観察と実験が主体であり、それによって子どもが理科好きになっている。

本来、子どもは実験が好きである。東京では、塾が理科の実験教室をやっており、子どもを集めて塾に入れるイベントにもなっている。塾の集客手段となるのは学校でやらなくなったためだと思う。理科の先生にとって、実験や自然観察は負担なのか。

小中学校教育室長： 中学校では理科教員がいるので、実験や観察も十分にやっている。小学校は一人の教員が全ての授業をするため準備が大変だが、他の先生と協力しながら準備して実験を行っている。大規模な小学校では、高学年に理科の専任の教員を配置する学校もある。この事業により経験を積み、更に質を高めていきたい。

加藤委員： かつて養老先生と座談会をしたときに、「今の子どもは自然観察に連れて行っても、きちんと整備された道路を歩くだけで、道から外れようとしない」という話があった。「自然観察では、道路を外れて自然の中に分け入ることによってしか新しい発見がないのに、一列に連なっただけでずっと歩いていく。ゆえに、今の子どもたちは自然観察ができないし、自然が何たるものかわからないのだ」とも話していた。確かに子どもたちを校外へ連れて行くのは大変だと思う。また、「道路から離れたときには、分からないことや答えに困るようなことを質問される。それに対してどのように対応するかも考えておかないと「これは何？」と聞かれたときに答えられないから、わき道にそれずにまっすぐ先生が指導して歩いているのかな」ということも言われていた。

しかし、もしそうであるならば、子どもの質問を持ち帰って、授業のときに図書館に行って百科事典を見て調べればよい。そうして逸脱していくと、教えなければならないことが沢山あり学校側としては困る、ということがあるかもしれないが、それが本当の自然観察だし、学ぶということだと思う。それを現場の先生に教えてほしい。

学校教育課長： 初任者研修でも、机に座って講義を聴くばかりではなく、自然観察を通して自然の中で知識を学ぶという場を設けている。研修センターでも資質向上にむけて、体験を重視した研修を行っている。また、最近の子どもたちには生活体験が乏しくなっているので、新しく生活科という教科が入るなど、教科書外からも社会や理科の知識を学ぶことを大切にしている。今後も一層、観察や実験を大切にしていきたい。

加藤委員： 「先生は何でも知っている」という姿を見せれば先生の権威を示すことになるが、子どもに自然の面白さや世の中の面白さを知らせるためには「先生も知らない、一緒に調べよう」という取り組み方もある。先

生方にはぜひ実践してほしい。

溝口委員： 科学の甲子園ジュニアに参加するだけでは、本県全体の理科教育の推進にはならない。実際に準備会等に参加するのは各学校の生徒6人と教員6人だけで、本県全体の理科教育を推進しているわけではない。この事業で個々が得た経験や知識を、県全体の小中学校で共有していくところまで進めてほしい。

教育長： 1点目の観察・実験指導力向上事業では、加藤委員からの御指摘の通り、移動教育委員等で理科観察を見たことがあったか振り返ってみたが、園児実験はあるが小学校の理科室での実験は見えていない。今年度は観察・実験指導力向上事業が始まったので、この切り口からも小学校の観察授業を見てみたいし、先生方から実態を聞きたい。

2点目の科学の甲子園ジュニアは溝口委員からの御指摘の通りである。今年度は初めての取組であったが、来年度からは予選をするなどして裾野を広げる中で、このプログラムを活用していきたい。

委員長： 他に異議はないか。

全委員： (特になし)

委員長： 報告事項4、5を了承した。

#### 報告事項6 三ケ日青年の家の指定管理者の公募

委員長： 報告事項16頁「報告事項6 三ケ日青年の家の指定管理者の公募」について、山田社会教育課長より説明願う。

社会教育課長： <議案についての説明>

委員長： 質疑等はあるか。

加藤委員： 業者の応募状況はどうか。

社会教育課長： 本日、三ケ日青年の家において指定管理者に関しての業者向けの現地説明会を行っているが、県内外から11社の参加があった。最終的に応募するか否かは今日の説明会を聞いた上での各業者の判断になるが、今の時点ではこのような状況である。

加藤委員： それはよかった。応募が極端に少ないのではと心配していた。

溝口委員： 業者が不安に感じて応募しないのではなく、積極的な動きがあったと思う。

委員長： 他に異議はないか。

全委員： (特になし)

委員長： 報告事項6を了承した。

#### 報告事項7 被災地派遣埋蔵文化財専門員の帰任報告

委員長： 報告事項17頁「報告事項7 被災地派遣埋蔵文化財専門員の帰任報告」について埋蔵文化財センター田村主査より説明願う。

埋蔵文化財センター主査： < 報告事項についての説明 >

委員 長： 質疑等はあるか。

溝口委員： 遺跡があると分かっている土地に住宅を建てるので調査をするということか。それによって調査が進んだという面もあるのか。

埋蔵文化財センター主査： そのとおりである。野田村の被害は比較的小さかったので、このような業務が早めに進んでいる。南のほうはまだ復興が進んでいないので、支援が必要になってくると思われる。

文化財保護課長： 私も先週、岩手県を訪問したが、昨年度の田村主査と本年度の武田主査がそれぞれ成果を挙げてくれており、現地の教育長やその他の皆様からも感謝された。

現在派遣されている武田主査は、高速道路を高台に造るため、遺跡の調査に入っている。沿岸部もこれから移転等が必要になるため、今後とも静岡県に支援をお願いしたいという要請も受けた。

最終的には住民の生活復興が中心であるが、集団移転や道路を通す際に「遺跡があると復興が遅れる」というイメージがあり、復興の調査と集団移転や道路の整備が並行して行われることが大切である。本課としても2人の報告や現地の情報を受けて、各部局や市町と連携して準備をしていきたい。

全 委 員： ご苦労様でした。(拍手)

委 員 長： 報告事項7を了承した。

#### 【会議の非公開】

委 員 長： ここで会議を非公開とする。

#### < 非 > 第 6 号議案 平成 25 年 6 月県議会定例会に提出する議案

#### 【閉会】

委 員 長： 以上で、本定例会の議事はすべて終了した。

これをもって、平成 25 年度第 5 回教育委員会定例会を閉会とする。